

会報

2011.8月 No.50

石川



能登半島「白米千枚田」



石川県行政書士会

目次

挨拶	1
石川県行政書士会会長 宮川外茂次 日本行政書士会連合会会長 北山 孝次	
祝辞	3
石川県知事 谷本 正憲 金沢市長 山野 之義	
副会長挨拶	5
組織任務分担表(平成23・24年度)	7
平成23年度定時総会報告	8
平成23年度日行連定時総会報告 平成23年度中部地方協議会定時総会報告	10
行政書士法の改正に向けて 知事表敬訪問 パブリシティ	11
平成23年度事業計画	12
部長就任挨拶	14
支部だより (小松・加賀・輪島・七尾・金沢)	16
事務所紹介 随筆	19
第22回全国女性行政書士交流会INあきたに参加して	20
成年後見サポートセンターNEWS	21
情報コーナー	22
新入会員の紹介	24
会務日誌	26
会員移動	29
経理部より会員の皆様へ	30
編集後記	



【表紙写真説明】

平成23年6月、能登半島が新潟県の佐渡島と共に世界農業遺産に登録されました。世界農業遺産とは、正式名称を「世界重要農業資産システム(GIAHS)」といい、次世代に継承すべき農法や生物多様性などを持つ地域の保存を目指すプロジェクトです。

能登半島は、日本海沿いの美しい棚田「白米千枚田」と集落が織りなす景観や、豊作を願い田の神を祭る農耕儀礼「あえのこと」が1300年以上受け継がれている文化・風習が評価されました。

写真提供：塚本文雄



石川県行政書士会 会長 宮川 外茂次

就任挨拶に先立ちまして、去る3月11日の東日本大震災では沢山の方々が被災され、私どもの仲間の先生も被害にあわれました。お亡くなりになられた方々には心よりご冥福をお祈りしますとともに、被災によりいまだに不自由な生活をされている方々には一刻も早く回復され、被災前の生活を取り戻されることをお祈りいたします。

当会では、会員の皆様に日行連とともに義援金をお願いしましたところ沢山のご協力を頂きましたので、早速日行連へ送金しましたことをご報告しますとともに、皆様のご協力に対し厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、一昨年の会長選挙に引き続き今回も、無投票で当選させていただきました。皆様の暖かいご支援ご協力に感謝を申し上げます。私はこの二年間、藤井元会長、茅野名誉会長の「民主的で活発な会運営」の方針を私なりに引き継ぎその実践を心がけ、また、会員の職域の確保拡大に向けた様々な事業を進めてきたと思っていますし、このことが会員の皆様にご理解いただけたことによるものと確信し今後も同様の気持ちで会運営に望みたいと思っています。

一方、東日本大震災の復興のため国家予算の組み替えが議論され、石川県の景気予測はこれまでもまして厳しくなると予想されています。当然に会員の業務にも影響がでることになると思います。

このような中で、ふたたび会長としての職責を任された今、その責任の重さを感じ一段と身の引き締まる思いをしております。そして私が会運営の基本としていますことは、1.いかなる時も、会員の利益を第一に考え判断し実行すること。2.会員が納得できる会費の使い方を心がけ、情報公開と会員参加を心がけること。3.公平で公正な会運営に心がけること。でありますことをあらためて心に誓い、私どもも本日選任されました副会長、理事その他の先生方とともに事業の推進に取り組むこととお約束いたします。

今総会で、会則改正を承認していただきました。その目的の1つは、軌道に乗り始めた「成年後見」

の取り組みとともに今後例えば「無縁社会」と言われるような家族や親しい友達もいない孤立した方々への各種支援活動を展開するなどの社会貢献事業に取り組むこと、もう1つは今年度石川県では職員を150名削減すると発表していますし県下市町においても職員の削減が行われることが予想されています。一方行政事務やサービスの増加と市民サービス低下の予防から、今後ますます進むと言われている官公署等からのアウトソーシングに対する受け皿体制の確立が急がれています。行政書士が、官公署へ提出する書類作成業務から一歩枠を広げて官公署業務を受託できる体制を確立することにあります。いずれも、行政書士の社会的信頼の確立により会員の職域の確保拡大につながるものといえますので会則改正を身のあるものにしてと思っています。

さらに、今年度も引き続き研修事業の強化に努めることとしており、入会して間もない先生から経験豊富な先生まで、熟達度別の研修にも取り組むべく準備を進めております。また、業務法改正や許認可手続きの改正の周知徹底は、「機を見て敏」がすべてにおいて優先されますので今後とも素早い対応で取り組むこととしており、今年1月から今日まで法改正等に伴う幾つかの業務研修を実施しております。

日行連では、「勝ち残る行政書士をめざし、国民に寄り添う行政書士となろう」「行政書士制度のさらなる発展のために」を目標に掲げて各種の事業方針や各種法改正等の方針を決定しました。私どもも全国の仲間とともにこの目標に向け団結して取り組みたいと思いますので皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

私自身まことに浅学非才の身ではありますが、行政書士制度の発展を願いそして石川県行政書士会の更なる発展充実を目指し、粉骨砕身努力を続ける決意であることを会員諸先生にお約束いたします。

最後になりましたが、会員諸先生のますますのご発展ご健勝を祈念いたしますとともに今後とも変わらぬご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

勝ち残る行政書士をめざし、国民に よりそう行政書士となろう！



日本行政書士会連合会 会長 北山 孝次

私は、平成 23 年 6 月 23 日に開催されました日本行政書士会連合会定時総会において会長に再選されました。これからの任期 2 年間、全国 4 万余名の会員の先頭に立って行政書士制度を維持し、充実させてまいります。

私は、前回の会長選挙に立候補した時から「勝ち残る行政書士」という言葉を使ってまいりました。私が考えている「勝ち残る行政書士」の意味は次のとおりです。

司法制度改革により、弁護士の数は、毎年、確実に増大し続け、いずれ近い将来、その数が飽和状態になったとき、行政書士のみならず、隣接法律専門職種の職域が侵食されることは目に見えています。

また、規制緩和により、「参入規制撤廃＝名称独占」、「強制会制度廃止」の問題など、行政書士制度の根幹を揺るがしかねない問題が議論の俎上に載せられてきています。私たちの行政書士制度のみならず、他士業も含めた資格者制度全体が、大きく変わるかも知れないのです。

行政書士法第 1 条の 2 に定められている行政書士業務の参入規制が撤廃されて、大規模な民間業者が行政書士業務を行うことができるようなことになれば、果たして、我々のような個人経営の行政書士は互角に勝負できるのでしょうか。その変革の時は来るのでしょうか。来るとっておかなければなりません。我々は、負けるわけにはいかないのです。

私は、行政書士が勝ち残るためには、『国民や行政から、本当に信頼され必要とされる行政書士』となることが必要であると考えています。

そのためには、ただ単に、申請をする上での技術的なノウハウを覚えるだけでなく、法律に依拠した業務の研鑽に努め、個々の業務分野の「専門家」になることです。そして、幅広い業務分野の法的識見、行政手続法等の行政手続全般に関する見識を身に付け、『真の意味での行政手続の専門家』になることです。

また、行政書士としての業務処理能力が高くても「コンプライアンス」がなければ国民や行政の信頼は得られません。「コンプライアンス」の意識を確立した行政書士であってこそ、国民や行政からの信頼を得ることが可能になると思います。

更に、行政書士は、名実ともに「街の法律家」して、必要とされるときはいつも国民の傍らにこのような存在となり、「国民によりそう行政書士」して社会に溶け込むことにより、行政書士の存在より一層、広く国民に認知してもらえようと考えます。加えて、社会貢献事業への参画、行政への積極的力、政府や地方自治体の審議会・委員会等への行政書士の登用など、行政書士の社会的地位の向上もなければならぬでしょう。

これからの日本は、東日本大震災を機に国や自治体のあり方も大きな変革を求められることとなるでしょう。その中で行政と国民の間において、行政に携わる我々の役割は決して小さくないと思います。

我々は、国民によりそい、行政の信頼に応えらる誇りある行政書士であることを目指してまいります。

そして、行政書士だけの利益を追求するだけでなく、国民の視点に立って“行政書士がどうあるべきか”を見据え、行政書士法第 1 条の精神に鑑み、民とともに歩む資格者たることを自覚し、常に「国民から必要とされる「勝ち残る行政書士」をめざし、民によりそう行政書士」となること、「強い日行にすることを基本として、今後も会務運営を行ってまいります。

最後に、石川県行政書士会の益々のご発展と、員の皆様のご健勝とご多幸を祈念するとともに、行連へのより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 23 年 石川県知事定時総会祝辞



石川県知事 谷本 正憲

本日、石川県行政書士会の平成二十三年度定時総会が開催されますことを心からお慶び申し上げます。

また、今程、長年にわたり行政書士業務に精励されたご功績により、栄えある会長表彰をお受けになられました皆様には、心からお祝いを申し上げますとともに、本日の受賞を契機に、より一層のご活躍を期待しております。

さて、行政書士の皆様は、県民の皆様と行政をつなぐ懸け橋として、また県民に最も身近な法律の専門家として、欠くことのできない存在となっております。

これもひとえに、石川県行政書士会並びに会員の皆様が業務に精励され、県民の皆様の信頼に応えてこられた賜であり、深く敬意を表します。

本年一月には、「成年後見サポートセンター」に新たに十四名の会員が加わり、総勢三十一名となったと伺っています。また、現在十二名の方が後見人に選任されてご活躍されておられるなど、皆様の地域社会に対するご貢献に改めて敬意を表したいと思います。

昨今、県民の皆様の行政サービスに対するニーズは多様化しており、県民の皆様と行政をつなぐ役割を担っていただく行政書士の皆様に寄せられる期待は、これまで以上に大きいものがあると思います。

行政書士の皆様におかれましては、今後とも、県政の発展にお力添えをいただくことをお願い申し上げます。

最後に、石川県行政書士会の今後益々のご発展と会員各位のご健勝とご多幸を祈念申し上げお祝いの言葉といたします。

平成二十三年五月二十八日
石川県知事 谷本正憲



金沢市長 山野 之義

本日、ここに石川県行政書士会平成 23 年度総会記念式典が開催されるに当たりまして、一言お祝いを申し上げます。

昭和 26 年 3 月に行政書士法が施行されてから、今年で 60 周年を迎えました。この間、行政書士の皆様のたゆまぬ御努力により、行政書士制度は着実に発展してまいりました。石川県行政書士会におかれましても、会員数は 300 名を超え、平成 21 年には「石川県行政書士会成年後見サポートセンター」を発足させるなど、大きく発展を遂げられ、金沢市をはじめとする県内各地において無料相談会を定期的で開催されるなど、その地道な活動を通じて、市民の信頼に応えておられますことに、深く敬意を表する次第であります。

社会が多様化、複雑化してきている中で、相続や消費契約に関する問題を抱える市民が増えています。このような状況の下、会員の皆様方に対する市民の期待は、ますます大きくなってきております。「身近な街の法律家」として、会員の皆様方のより一層の御活躍を心から期待しております。

さて、去る 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、かつて私たちが経験したことのない甚大な被害をもたらしました。貴会におかれましては、震災発生後、間を置かず、「日本行政書士会連合会とともに、被災者の皆様の行政手続の支援のために万全の体制で臨む所存である」との「会長談話」を発表されておられます。金沢市といたしましても、今回の震災に対しては、

できることはすべて対応したいと考えて支援を行ってまいりました。市営住宅には、金沢に避難してこられた 100 人を超える方々が入居されておられますし、市営住宅のほかにも、市内に避難しておられる方々がおいでになります。今後も、金沢市と石川県行政書士会とが力を合わせてこれら被災者の方々に対する支援を行ってまいりたいと思っておりますので、なにとそお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

結びになりましたが、多年にわたり業務に精励され、その御功績により本日栄えある表彰を受けられました皆様方に対しまして、心からお慶び申し上げますとともに、会員の皆様方の御健勝と、石川県行政書士会のますますの御発展をお祈りいたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

副会長挨拶

行政書士制度の更なる発展に向けて

私は、本年5月に開催されました平成23年度定時総会において3期目となる副会長に選任されました。これも、会員の皆様のご指導、ご鞭撻の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、本年2月22日を持ちまして行政書士法制定60年が過ぎましたが、行政書士のルーツは明治政府が明治6年に制定した「訴答文例」の中で「第3条従前の差添人を廃し之に代わるに代書人をもってす」と定められ、その後、大正8年に司法代書人法（法律第48号）で「裁判所及検事局ニ提出スベキ書類ノ作成」と定められたが、この司法代書人法には取締規則が無かったために、大正9年「代書人規則（省令）」で「第1条本令ニ於テ代書人ト称スルハ他ノ法令ニ依ラスシテ他人ノ囑託ヲ受ケ官公署ニ提出スヘキ書類其ノ他権利義務又ハ事実証明ニ関する書類ノ作成ヲ業トスル者ヲ謂フ」が定められ、その中で取締規則を定めて、（行政）代書人及び司法代書人を取り締まったことがルーツとされている。

このように、行政書士法が制定される前から役所が定めた様式に沿った書類の作成を業として、国民の利便性に寄与してきた代書人の歴史があることを忘れてはならない。

副会長として3期目を務めるにあたり、先人の努力と功績に敬意を表しつつ、行政書士制度の新たな歴史を創るために、微々たる力しか有りませんが貢献をしたいと願っています。

なお、歴史的な流れは京都府行政書士会宮原賢一会員の「一論考一行政書士」を参考にさせていただきました。



副会長
的場 晴次

この度今年度定時総会にて、会員の皆様より二期目の副会長に選任され、就任いたしました。前期に引き続き、経理部、広報部、ICT特別委員会を担当いたします。

今年3月11日に発生した東日本大震災は、日本における観測史上最大の地震と言われ、この地震により、大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらし、また福島第1原子力発電所では甚大な事故が発生しました。この震災による死者・行方不明者は2万人以上と報道されています。先般の日行連の定時総会でも、東北地方の単位会から、少なからず会員が被災し、何人かはいまだに行方不明であるとの報告もなされました。岩手、宮城、福島の各単位会では今年度定時総会を例年の日時に開催できていないという状況です。

当会では、3月15日付けで宮川会長が即座に、被災者支援の「石川県行政書士会は日本行政書士会連合会とともに市民の皆様の行政手続の支援のために万全の体制で臨む所存」との会長談話を出しました。3月18日には被災単位会、被災会員のための、義援金の募集を行ったところ多くの会員からご協力をいただきました。またメディアを通じ、県内に避難している被災者の支援を表明し、告知しました。

今年度定時総会でご承認いただいた新たな組織、社会貢献事業部と官・民業務受託特別委員会が立ち上がりました。特に社会貢献事業部は、成年後見サポートセンターにかかる事業が柱ですが、事業内容に「災害復興支援活動に関する調査・研究」が含まれています。被災者支援は、今後とも息の長い活動が必要です。

「行政手続きの専門家」「街の法律家」として「行政書士の社会的認知と評価向上に寄与」し、行政書士としてのブランドイメージを高めていくためには、国民との「絆」を大切に身近な存在として信頼関係を築き上げていくことが重要です。

微力ながら、行政書士制度発展のために、一層の努力をしてまいります。今後とも、ご指導ご鞭撻のほどお願いいたします。



副会長
丁子 泰征

副会長挨拶

平成23年度総会において副会長に選任されました。もとより微力ではございますが、会員の皆様のご指導ご支援を得て、私なりに精一杯努力いたしたいと思っております。

さて、総務省が最近発表した2010年国勢調査の「1%抽出速報」によると、総人口に占める65歳以上の割合が25.1%で世界最高水準となっており超高齢化社会となっています。また、65歳以上の15.6%に当たる457万7千人が一人暮らしとなっております。一方、振り込め詐欺の被害者の約半数が判断能力が不十分な高齢者であり、悪質な業者による高齢者を標的にした消費者被害は跡を絶たないというのが現状です。そして、認知症になり要介護者が増加する一方です。このような我が国の現状に鑑みれば、高齢者をサポートする街の法律家としては、誰もが気軽に相談できる庶民的な存在である行政書士が適任者であると思います。このように社会的弱者といわれる高齢者のサポートをボランティア精神で行政書士が行うことにより、地域社会から必要とされる存在になり、行政書士の社会的認知度も高まり、社会貢献できると思っております。そのためには、日々自己研鑽を積むことが必要であると思います。



副会長
端井 義之

「行政書士は街の法律家」は、行政書士の業務を行っているものならば誰もが使っている、お馴染みのキャッチフレーズです。生活に一番近い法律家として、地域に頼れる存在となる。そして、地域から親しまれる存在であり続けるという、立ち位置明確に示した言葉だと思っております。

少子高齢化が進む昨今、自身の業務においても、今までとは違う流れを感じずにいられません。もちろん、行政書士会として、成年後見をはじめとした、新しい取り組みに関わっていこうとしています。とはいえ、石川県においてでも、地域によって行政書士の立場、仕事の種類や方法が、すいぶんと違っているようにも感じています。県内の会員分布を見ても、支部ごとにすいぶん違いがありますし、それぞれ、異なる問題を抱えているようでもあります。

「行政書士は街の法律家」というキャッチフレーズの原点を考え直し、今後とも、地域から頼りにされ、地域に親しまれる存在であり続ける為に、何をしていかなければならないのかを、副会長として、行政書士会の運営に関わっていく中、いろいろ考えてみたいと思っております。



副会長
森口 喜康

組織任務分担表 (平成23・24年度)

統括: 会長 宮川外茂次 (金沢) 名誉会長 茅野勇平 (金沢)

	総務部	経理部	法規・企画部	広報部	業務指導部	監察部	社会貢献事業部
担当副会長	の場晴次 (金沢)	丁子泰征 (金沢)	端井義之 (七尾)	丁子泰征 (金沢)	の場晴次 (金沢)	森口喜康 (加賀)	端井義之 (七尾)
部長	勝尾太一 (金沢)	寺分 努 (七尾)	西山 忠 (金沢)	永倉幸司 (金沢)	向井隆郎 (金沢)	榊 喜弘 (小松)	藤井國穂 (金沢)
副部長	濱田隆弘 (金沢)	中川 大 (金沢)	武田壽夫 (金沢)	前川仁恵 (金沢)	茅野智勇 (金沢)	浦 正明 (金沢)	森真一郎 (金沢)
理事部員	土田 準 (小松) 武田壽夫 (金沢)	古川久次 (七尾) 前川仁恵 (金沢)	大森千歌子 (輪島) 茅野智勇 (金沢) 湯尻達也 (加賀)	大森千歌子 (輪島) 森真一郎 (金沢)	中川 大 (金沢) 上田克助 (小松) 坂下春夫 (輪島) 古川久次 (七尾)	土田 準 (小松) 坂下春夫 (輪島) 古川久次 (七尾) 湯尻達也 (加賀) 武田壽夫 (金沢) 濱田隆弘 (金沢)	浦 正明 (金沢) 勝尾太一 (金沢) 茅野智勇 (金沢) 大森千歌子 (輪島) 土田 準 (小松)
	岩本美恵子 (金沢) 高宮敏行 (金沢) 宮川敏彦 (金沢)	杉本喜和 (七尾) 上田耕蔵 (金沢) 高見裕樹 (金沢)		山田康子 (金沢) 清水あゆみ (金沢)	宮川敏彦 (金沢) 今村和宏 (金沢) 吉岡大輔 (金沢) 宮田 貢 (金沢)	吉田真弓 (金沢)	太田 勉 (七尾) 近藤 守 (小松)

委員会

	行政書士試験対策委員会(常設)	苦情相談対策特別委員会
委員長	茅野勇平 (金沢)	の場晴次 (金沢)
委員	の場晴次 (金沢) 寺田 隆 (金沢) 茅野智勇 (金沢) 向井隆郎 (金沢)	宮川外茂次 (金沢) 前多利彦 (小松) 丁子泰征 (金沢) 濱田隆弘 (金沢)
		丁子泰征 (金沢) 勝尾太一 (金沢) 浦 正明 (金沢)

	申請取次行政書士管理委員会	情報政策(ICT)特別委員会	官・民業務受託調査特別委員会
委員長	の場晴次 (金沢)	丁子泰征 (金沢)	端井義之 (七尾)
副委員長	永倉幸司 (金沢)	小関裕一 (金沢)	武田壽夫 (金沢)
委員	丁子泰征 (金沢) 濱田隆弘 (金沢) 北村國博 (小松) 森真一郎 (金沢)	の場晴次 (金沢) 西山 忠 (金沢) 谷口憲弘 (金沢) 勝尾太一 (金沢) 上岡壮一 (金沢)	榊 喜弘 (小松) の場晴次 (金沢) 西山 忠 (金沢) 中川 大 (金沢) 向井隆郎 (金沢)



平成23年度 定時総会報告

総務副部長 濱田 隆彦

平成23年5月28日(土)金沢市香林坊2-1-1の金沢エクセルホテル東急において、平成23年度定時総会が総会員数329名のうち出席者209名(本人出席68名、委任状出席141名)で開催された。

向井業務指導副部長が司会者となり、式次第にしたがい宮川会長の挨拶が行われた。挨拶の中で、平成22年度の石川県行政書士会の各事業活動に関する実施状況につき詳細にわたる報告をなし、会員の活動力への謝辞を述べた。併せて日本行政書士会連合会等の活動状況に関する報告をし、平成23年度の事業計画の概要を説明したうえで、本総会における活発で有意義な討議を求め、開会の挨拶を終えた。

◎議長に高桑久雄会員(金沢支部)、副議長に上田耕蔵会員(金沢支部)が選出され、議案審議に入った。

第1号議案 平成22年度事業報告並びに承認について

第2号議案 平成22年度決算報告並びに承認について

監事を代表し、杉本喜和監事(七尾支部)より監査報告が行われた。

第1号議案、第2号議案を一括審議とし、質疑の後、賛成多数で可決承認された。

第3号議案 会則改正について

質疑の後、賛成多数で可決承認された。

第4号議案 平成23年度事業計画提案並びに承認について

第5号議案 平成23年度予算提案並びに承認について

第4号議案、第5号議案を一括審議とし、質疑の後、賛成多数で可決承認された。

第6号議案 平成23年度借入金の最高限度額決定について

質疑の後、賛成多数で可決承認された。

第7号議案 役員改選について

末岡紀久選挙管理委員会委員長(金沢支部)から選挙の告示期間中の立候補届出者は宮川夕次氏1名、その届出は適正適法、宮川外茂次氏の当選が決定、との報告を受け、宮川外茂次の無投票当選が確定。会長以外の役員については各支部提出の推薦案及び会長推薦案の3名(井國穂会員、武田壽夫会員、榊喜弘会員)の役員選任について、賛成多数で承認。会長当選宮川外茂次会員に当選証書が授与された。

第8号議案 平成23年度日行連・中地協総会代議員選任について

日本行政書士会連合会、日本行政書士会連合会中部地方協議会の各総会代議員等の選任については、会長に一任することを賛成多数で可決承認した。

第9号議案 その他

的場晴次副会長より行政書士法施行規則第20条改定に反対する特別決議についての経緯説明がなされた後、賛成多数で可決承認された。



◎式典

定時総会に引き続き、功労者に対して会長表彰の授与式が
挙行された。

○物故会員への黙祷

○会長式辞

○会長表彰受賞者

◇業務歴通算 20 年以上

堀 要一（金沢支部） 橋詰 浩（輪島支部）

◇役員歴通算 6 年以上

末岡 紀久（金沢支部） 西山 忠（金沢支部）

高桑 久雄（金沢支部） 丁子 泰征（金沢支部）

勝尾 太一（金沢支部） 近藤 守（小松支部）

袋井 勝（七尾支部） 加藤 良一（七尾支部）



宮川外茂次会長

○祝辞

石川県知事 谷本正憲（石川県総務部総務課長 山本次作 代読）

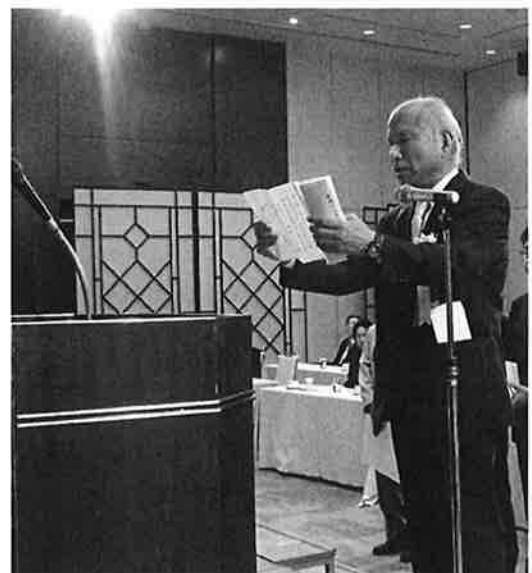
石川行政評価事務所所長 菅沼史典

石川県議会議員顧問団 稲村建男

金沢市長 山野之義

○その他来賓

- ・石川県総務部総務課長 山本次作
- ・石川行政評価事務所所長 菅沼史典
- ・石川県議会議員顧問団 稲村建男
- ・金沢市長 山野之義
- ・日本行政書士会連合会副会長 愛知県行政書士会会長 田宮 章
- ・日本行政書士会連合会中部地方協議会会長 奥田順康
- ・富山県行政書士会副会長 中川一男
- ・金沢公証人合同役場公証人 南雲良夫
- ・日本公認会計士協会北陸会石川県部会部会長 坂下清司
- ・北陸税理士会石川県支部連絡協議会副会長 中村雅紀
- ・石川県土地家屋調査士会副会長 市村孝一
- ・石川県社会保険労務士会理事 金子明智



丁子泰征副会長

○祝電披露

智口成市金沢弁護士会会長他 10 通

○懇親会

式典終了後、来賓の方々多数ご出席のもと、懇親会が開催
された。



行政書士倫理綱領唱和

平成23年度 日行連定時総会について

副会長 丁子 泰征

平成23年度日本行政書士会連合会定時総会は6月23日(木)24日(金)、東京・千代田区のザ・キピトルホテル東急にて開催された。当会からは、宮川外茂次会長(日行連総務部次長、日政連副会長)、茅野勇平名誉会長(日行連選挙管理委員会副委員長)、的場晴次副会長(代議員)、丁子泰征副会長(代議員)、勝尾太一総務部長(オブザーバー)、向井隆郎業務指導部長(オブザーバー)が出席した。

今年度総会では、役員任期満了に伴う会長選挙が行われた。現北山孝次会長(大阪会)と相羽利子新会会長(新潟会)とが立候補し、選挙結果、118票対80票で北山会長が再選された。これに伴い日行連新役員も発表された。

総会では、議長に加崎勇代議員(埼玉会)、副議長に青木勇夫代議員(栃木会)が選任され議案審議に入り執行部が提案した第1号議案から第5号議案までの全ての議案についても、可決承認された。当会から本の質問書を出し、「行政書士制度のさらなる発展のためについて」として日行連のコンプライアンスについての取り組みや、「行政書士制度に対する外部団体の攻勢に対する取組について」、日行連執行部に質し

総会に先立ち、総務大臣表彰が挙行され、本会からは宮川外茂次会長、太田勉会員(七尾支部)、波座一会員(輪島支部)が表彰された。

中部地方協議会定時総会報告

広報部長 永倉 幸司

平成23年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会は平成23年6月10日(金)午後2時30分より岐阜グランドホテル(岐阜市)において開催された。当会から、宮川外茂次会長、的場晴次副会長、丁子泰征副会長、勝尾太一総務部長、濱田隆弘総務副部長、永倉幸司広報部長が出席した。

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に所属する専門調査会による行政書士法施行規則第20条改定に対して、石川会から反対の意見発表を行った。概ね他会の賛同を得られた。的場副会長より当会の見解について総会に出席されていた北山日行連会長に見解を尋ねられたところ、北山会長の見解として川会の意見に同調するということがあった。



奥田中部地方協議会会長と宮川会長



行政書士法の改正に向けて

石川県行政書士政治連盟 的場 晴次

現在、政府は行政不服審査法の改正など行政救済制度のあり方を検討するため、総務大臣と行政刷新担当大臣を共同座長とし、政務三役等及び有識者で構成する「行政救済制度検討チーム」を設置して、検討を進めています。

日本行政書士会連合会でも平成23年2月17日（木）に行政救済制度検討チームのヒアリングで、行政書士の行政不服審査の代理権を認めるよう強い要望を出しました。

また、日本行政書士政治連盟では民主党行政書士制度推進議員連盟、自民党行政書士制度推進議員連盟、公明党行政書士制度推進議員懇話会、国民新党行政書士制度推進議員連盟に働きかけて、行政書士の行政不服審査の代理権獲得のための行政書士法改正の実現に協力を要請しています。

知事表敬訪問

広報部長 永倉 幸司

6月14日（火）午後に宮川会長、的場副会長、丁子副会長、端井副会長、森口副会長、勝尾総務部長が知事を表敬訪問しました。私（永倉）も同行しました。短い時間ではありましたが、現在そして今後の行政書士の活動について知事と懇談しました。



パブリシティ

新聞報道されました！

建設工業新聞
平成23年5月31日



平成23年度事業計画

(1) 総務部

- ・行政書士の品位保持と法令遵守の徹底
- ・国・県等との関係強化
- ・日行連・中地協との連携推進
- ・他士業との連携推進
- ・総会・理事会等諸会議の開催
- ・行政書士開業セミナーの開催
- ・事務局の管理・運営
- ・他の部、委員会に属さない事業の実施

(2) 経理部

- ・会費未納状況の把握と、会費納入の推進に努める
- ・予算・決算の適正管理と経費の削減、事務処理体制の充実に努める
- ・ガラス張り収支、経理審査体制の充実、財政の健全化に努める

(3) 法規・企画部

- ・会員名簿(H23年度版)の整備及び配信
- ・法規集の整備及び配信
- ・会の組織体制及び運用状況の点検と見直しの提言
- ・報酬額統計調査の実施
- ・他士業と連携した業務のネットワーク化への支援活動

(4) 広報部

- ・会報「いしかわ」の発行
- ・行政書士広報月間の実施
- ・インターネットによる「広報活動」
- ・行政書士制度のPR事業
- ・日行連・中地協との連携強化
- ・無料相談会の開催

(5) 業務指導部

- ・業務研修会の開催
- ・会員に対する業務情報の提供及び業務指導の充実
- ・日行連・中地協主催の業務研修会への参加
- ・業務関係官庁との関係強化
- ・電子申請業務の調査研究及び会員に対する指導
- ・特定分野の専門家養成等の研修及び情報提供
- ・会員及び一般市民を対象とした公開講座の開催

(6) 監察部

- ・会員に対する法令遵守の指導
- ・監察活動の調査・研究
- ・行政書士広報月間の支援
- ・関係官庁との連携強化
- ・職務上請求書の管理及び適正使用の指導
- ・県内自治体に対する行政書士法遵守に関する啓蒙活動

(7) 社会貢献事業部（新設）

- ・石川県行政書士会成年後見サポートセンターにかかる事業（成年後見制度の啓発、制度利用に関する相談・支援、成年後見人等の養成及び成年後見人等候補者の紹介等）の実施
- ・社会後見活動を通じ、行政書士の社会的認知と評価向上に寄与するための事業にかかる調査、研究及び実施
- ・災害復興支援活動に関する調査・研究

(8) 選挙管理委員会

- ・会長選挙の執行準備

(9) 綱紀委員会

- ・会長の諮問に基づき調査・答申

(10) 試験実施対策委員会

- ・行政書士試験実施の支援

(11) 苦情相談対策特別委員会

- ・会員に対する市民からの苦情に関する受付及び調査

(12) ICT 特別委員会

- ・自治体の電子申請対応に関する情報収集・提言・研究
- ・web サイトの管理運営
- ・行政書士会内部の電子化の推進

(13) 申請取次行政書士管理委員会

- ・申請取次行政書士の管理及び支援
- ・入管行政に関する情報の提供

(14) 官・民業務受託特別委員会

- ・官公署の業務受託に関する調査
- ・民間の業務受託に関する調査
- ・他の単位会における実情調査
- ・日行連・中地協会議への出席

部長就任挨拶

■総務部

総務部長 勝尾 太一



この度、総務部長を仰せつかりました金沢支部の勝尾太一です。総務部が担う役割は、登録及び入会、支部の組織及び活動の指導、会員の品位保持の外、他の部に属さない事項に及びます。重い職責に改めて身の引き締まる思いです。もとより浅学非才の身ではありますが、全力を以て業務の執行に努めて参ります。

さて、総務部では、23年度・24年度中に通常の業務に加え、これまで課題となっていた事項に取り組みます。一例を挙げれば、事務局のハード面・ソフト面の改善です。事務局が、平成12年7月に、現在の場所（石川県繊維会館）に移転してから10年を経過しました。この間、事務局を取り巻く環境は大きく変化しております。移転当時に比べ会員が大幅に（25%以上）増加したこと、成年後見サポートセンター事業など各部の活動が活発になっていることと相まって、事務局で取り扱う個人情報、あるいは事務局において保管する秘密情報・重要情報等の量も増加して参りました。皆さまにとって利用しやすい事務局であると同時に、多くの重要情報を取り扱う事業所として、時代の変化、環境の変化に則した改善に取り組みます。

また、支部の組織及び活動の活性化に資するため、支部の地域区分等に関する調査研究に取り組みます。支部の根幹をなす地域区分は、市町が持つ特色や地域性を見極める必要があり、機械的な区分にはなじみません。将来、各支部において合併、分割等を模索する際に参考となる資料作りに取り組みます。

その他、会務の円滑な執行のため、総務部一丸となり業務に努めて参ります。何卒宜しくお願い申し上げます。

■業務指導部

業務指導部長 向井 隆郎



この度、業務指導部長に就任いたしました。

昨年より日本行政書士会連合会中央研修所の主催で、インターネット方式によるライブ研修が開始しました。これまで、到達研修でしか提供できなかった全国研修を各単位会において提供できるようになり、研修の幅が広がりました。

この制度が順調に運用されれば、今後、より充実した研修を提供できるのではないかと期待をしております。

当会の研修としましても、業務分野ごとに「入門研修」「法改正等対応研修（新分野業務含む）」「専門・実務研修（事例検討含む）」の3つを柱とし、より研修の目的を明確にすることで、受講する研修を選択できるよう努めてまいります。

また、他の単位会に見られる「専門部会」のような仕組みが当会にはありません。行政書士の業務分野は多岐にわたります。各分野を担う部会において業務情報の集約、研修の企画立案を行うことで、より有意義な研修が実施でき、そのことが結果的に業務関係官庁との関係強化にもつながると考えます。新たな取り組みにはなりますが、今年度より検討を開始いたします。

なお、新規登録者向けの宿泊研修、会員及び一般市民を対象とした公開講座の実施も予定しております。若輩者ではございますが、前任者同様ご指導ご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

■経理部

経理部長 寺分 努



この度、経理部長に就任致しました寺分です。

私のような浅学非才な未熟者が経理部長という大役を仰せつかり、果たしてこの職務を全う出来るのだろうか、という現在の正直な気持ちです。

しかしながら、この大役をお引き受けした以上は、4年間の経理部員としての経験を生かし、本会の活発な活動を支え得健全・明朗な経理をモットーに、会費納入の促進や予算執行状況の把握、不正経理の監視等に努めて参りたいと思います。

また、歴代経理部の精神を引き継ぎ、経理部といえども保守的にならず、常に業務改善に取り組んでいく姿勢で臨みたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力を何卒お願い申し上げます。

■広報部

広報部長 永倉 幸司



広報部の永倉です。広報部では、年度2回の会報誌の発行及び行政書士広報月間の広報活動を主に取り組むことになりま前回までの会報誌に「情報コーナー」として、会員の皆様からの業務に関する情報の掲載をしておりましたが、今後も会員皆様へできるだけ情報をお伝えできるよう業務関係に関する事柄も取り入れていきたいと考えております。血と汗と涙の糸である皆様の貴重な経験やお得意な分野の制度概要等、可能な限りで情報提供していただければ幸いです。今後ともよろしくお願いたします。

■ 監察部

監察部長 榊 喜弘



前年度で本会並びに支部の仕事から解放され、自由の身になる予定だったのですが、どこで間違ったのか、この度監察部を担当することとなりました。

力不足ではありますが、何卒よろしく願い申し上げます。

行政書士の業務、業種は多岐にわたり多種多様です。他土業の専業以外は全て行政書士の仕事だと言っても過言ではないのではないのでしょうか。

しかしその割に行政書士業で生業が立っている事務所は少ないように思われます。当方もその中の一つではありますが…。

これには様々な理由があると思いますが、一つには行政書士でない者が行政書士業をやっていることにも起因していると思います。

車庫証明しかり農転の申請しかり、その他建設、建築に関する申請手続き、運送業、産廃、飲食店、外国人関係と数え上げればきりがありません。

非行政書士の排除、これは一単位会だけではどうすることもできない問題ではありますが、今年度当監察部では特に農地法関係に対して非行政書士の排除に力を入れていきたいと思っています。

何卒皆様のご協力のほどよろしく願いいたします。

■ 社会貢献事業部

社会貢献事業部長 藤井 國穂



この新事業部は、基本的には、成年後見サポートセンターで行っている成年後見事業を継続・発展させることを第一義とします。今後、益々成年後見制度の利用の増加が見込まれております。現在、サポートセンターに成年後見人候補者として登録をされている会員数では、近い将来対応出来ない状況も考え得ると思います。しかしながら、単に人数を増やせばそれでいいのかと言えば、必ずしもそうとは一概にはいえません。成年後見制度の基本理念の理解とその法的見識をしっかりと身に付ける必要があります。

精神状態に不安を感じているが、成年後見人制度を利用できるまでに至っていない人や、寝たきりになったとき、入院先の病院の手配や亡くなったときの葬儀、遺品の整理等々のことに不安を抱える高齢者の方は多くおいでだと思います。そこで、宮川会長が新聞のインタビュー記事で紹介されておりましたが、我々行政書士が、そういった方々の、いわゆる「無縁社会」の救い手として支援の場を提供できる仕組みを作ることができないか、今後、調査・研究を重ねてみたいと思います。更に、震災復興の支援では、日行連が、被災者の方々には、廃車手続きを無料で行うといった対応の例が記事で紹介されておりましたが、そんな場合に他にどんな支援が出来るかの調査・研究を試みてみたいと思います。社会貢献と行政書士業務との関係を考察し、また社会貢献活動を通じての行政書士の「倫理綱領」の実現等の活動に取り組んで参りたいと思います。

■ 法規企画部

法規企画部長 西山 忠



前期に引き続き、法規企画部長に就任いたしました。

さて、女子サッカー W 杯での、なでしこ JAPAN の活躍は久々の明るい話題でした。連日、マスコミでも大きく取り上げられました。これは、暗い話題ばかりが続いていたことの裏返しといえるでしょう。政治、経済、社会の各分野で、将来に対する不安と閉塞感を感じているのは私だけでしょうか。このような中であっては、我々日本人の一人一人に変化が求められているのだと考えています。

このことは、行政書士としても例外ではないでしょう。もっとも、我々ができることは限られています。ですが、従来どおりの仕事のスタイルでよいか、改善する点はないかについて常に考えを巡らせておく必要があるのではないのでしょうか。どのような答えが見いだせるか、直ちに判明するものでもありません。

このように先行きは不明ですが、当会としても、会員皆様と共に歩む組織でありたいと考えています。当期も変わらぬご支援のほどお願い申し上げます。

■小松支部 報告

小松支部長 土田 準

このたび小松支部長を拝命いたしました。

サラリーマン生活をリタイアして、本会に登録したのが平成14年。新人のつもりで続けていたら、名簿の順番も中ほど近くになりました。その間の実績を考えれば、支部長というには、まだまだ力不足ではありますが、自分の持てるものは、出して行きたいと思っています。

小松支部の主な活動は、広報月間以外に、毎月1回、小松地区、能美地区でそれぞれ無料相談会を行っています。

また支部研修会も適宜行っています。

これらの活動のほか、夏の懇親バーベキュー大会が、定番のイベントに成りつつあります。

これまで木場潟中央園地わんぱく広場の高台が会場になっています。実は私、「木場潟再生プロジェクト」のリーダーをやっており木場潟にはよく行っていますが、その関係で、バーベキュー大会の提案をしたところ、受け入れられ、好評で続いているものです。

木場潟公園は外周、6.4キロ、歩くと約1時間ということで格好のウォーキング・スポットで、金沢やか賀市からも毎日訪れる人がいます。

白山の眺望もよく、年々来園者が増え続けています。各地区の皆様も、気分転換に一度訪れてはいかがでしょうか。木場潟公園の宣伝のようになりましたが、新任の挨拶に代えさせていただきます。

■加賀支部 報告

加賀支部長 湯尻 達也

支部長に就任して

このたび、加賀支部長に就任いたしました湯尻です。

会員19名と小所帯の加賀支部の特色としては、他士業兼業の会員が多数を占めることが挙げられるでしょう。兼業している他士業としては司法書士、土地家屋調査士、税理士などがあり私自身司法書士でもあるわけですが、それだけに支部の会員が行う行政書士業務は、自然と他士業業務と密接不可分な分野に偏り、その他の許認可申請等については一部の専門会員を除いてやや低調なのが現実です。

小所帯の当支部のこと、役員「ローテーション」の巡りも速く、私も支部長は2回目の拝命となるわけですが、前回はあまり仕事らしい仕事をやっていなかったなという反省もあり、今回は何かやらなきゃならないという気持ちは持っているつもりで、例えば、景気低迷の折柄、会員が営む他士業も必ずしも景気良いとは言えない現状、支部会員各位にとっての新たな市場開拓という視点に立って、他士業との相乗効果の上がるようなところで行政書士業務分野への会員のプレゼンスを拡大できないものかなと、漠然となが考えているところです。

それでは、これからの任期2年間、よろしくご指導ご協力をお願いいたします。

■輪島支部 報告

輪島支部長 大森 千歌子

平成 23 年度輪島支部定時総会開催

平成 23 年度輪島支部定時総会は、4 月 22 日(金)「珠洲ビーチホテル」において、開催されました。

本会より、宮川外茂次会長のご臨席をいただき、本会の状況などを交えてご挨拶をいただきました。

次に、本会の理事会報告が唐津正理事よりなされました。

総会の議長に、濱田博司会員を選出し、議案審議に入り、平成 22 年度事業報告ならびに平成 22 年度収支決算報告がなされ、今井善弘監事より監査報告があり、原案どおり承認可決されました。

次に、平成 23 年度事業計画ならびに平成 23 年度収支予算(案)について、提案説明がなされ、いずれも原案どおり承認可決されました。

次に支部役員選出と本会役員の選任について審議され、下記のとおり新役員が選出されました。

支部役員	支部長	大森 千歌子
	副支部長	坂下 春夫
	支部監事	今井 善弘
	支部幹事(会計兼務)	谷内 廣
	支部幹事	藪上 繁晴
	支部幹事	根畑 眞一
支部選出本会役員	監事	岡本 俊英
	理事	大森 千歌子
	理事	坂下 春夫
	選挙管理委員	中村 敏彦
	綱紀委員	濱田 博司

その他、毎月開催される能登地区無料相談会での相談員と 10 月の行政書士制度広報月間における無料相談会での相談員の選任もなされました。

今年度は、総会開始前に本会の宮川外茂次会長に講師をお願いし、職務上請求書とコンプライアンスについての研修会を開催しました。

総会終了後は、懇親会で会員相互の親睦を深めることができました。

今後役員一同は支部会員の皆様からのご意見、ご指導をいただきながら、研修会の開催など業務の拡大をめざして支部運営に努める所存ですのでよろしくお願いいたします。

■七尾支部 報告

七尾支部長 端井 義之

今期も引き続き七尾支部長を務めさせていただくことになりましたが、老骨をむち打ち精一杯頑張りますので、会員の皆様のご指導ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。日頃は当支部事業活動に多大なご理解とご協力をいただいていることに対し、心から感謝申し上げます。

さて、平成 23 年度七尾支部総会は、平成 23 年 5 月 8 日七尾市石崎町ホテルのと楽において本人出席 15 名及び委任状提出者 14 名で開催されました。来賓として本会より宮川外茂次会長のご臨席を賜り、祝辞を頂戴した。

議事については、先ず平成 22 年度事業報告・決算報告がなされ、垣内監事による監査報告があった後、原案どおり全会一致で承認可決された。次に平成 23 年度事業計画及び予算案の提案説明があり、それぞれ原案のとおり全会一致で可決承認された。続いて、支部役員改選と支部選出の本会役員・委員の推薦が行なわれ、下記のとおり選出された。総会終了後一泊の懇親会が開催され、今年は、15 名の参加があり、二次会にも足を運び大いに盛り上がり会員相互の親睦を一層深めることができた。

七尾支部平成 23・24 年度役員	支部長	端井 義之
	副支部長	杉本 喜和
	会計幹事	新保 康彦
	幹事	太田 勉 古川 久次 杉木 新一
	監事	垣内 典穂 小林 光臣
平成 23・24 年度支部推薦本会役員	副会長	端井 義之
	理事	古川 久次
	理事	寺分 努
平成 23・24 年度支部推薦本会委員	綱紀委員	加藤 良一
	選挙管理委員	島崎 与志夫

ごあいさつ ～2期目を迎えて～

支部会員の皆様、日頃は支部活動に多大なるご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。去る5月14日に開催されました平成23年度定時総会において、役員改選のご承認を得て、今期も引き続き支部長を務めさせて頂くこととなりました。どうぞよろしくお願いたします。

さて2期目を迎え、来る2年間の支部事業をどのように執り行っていくかにつきましては、基本としてこれまでと大きく変わるものではありませんが、新任の6名の理事の方々の新鮮な発想を取り入れていきたいと考えています。また、各部部长も新たになりましたので、従来の方針を継承しつつも、それぞれの取り組み方が期待されるところです。

支部活動というものは、端的に言い表しますと、本会の縁の下の力持ちではないかと考えています。本会の活動は正しく、会員の皆様に安心して導いていく事業と言えるのではないのでしょうか。それでは支部の在り方とはどのようなものなのか。各支部はそれぞれに工夫を凝らして活動を行っています。本会の事業と連携しているものもあれば、支部独自で企画しているものもあります。例えば、10月の行政書士制度広報月間においては、数ヶ月前から月間に向けて各種の取り組みや準備を行っています。そして、広報月間の成果が実りあるものとなるように本会と支部は相互に補い合い、効果を発揮しています。また、研修会においては、支部独自で企画、開催しています。時として、近接して内容が似通っていることもありますが、講師や企画が異なりますので、全く同じものにはなりません。その場合は、自らの研鑽として、重ねて受講されてもよろしいかと思ます。

私は、支部は会員の皆様と最も身近であり、かつ住民の方々とも最も身近な存在でありたいと考えています。そういう点では、本会にない自由さと楽しみ方があるとも言えます。相談会を通じて、市民町民の方々とお会いし、相談者の身になって悩み事を解決する。あるいは、研修会や懇親会を通じて、業務能力の向上と会員同士の友好を深め合う。そして、それらが行政書士制度の周知と行政書士会の発展に繋がればこれ以上の喜びはありません。

会員数210名（およそ会員総数の3分の2）を擁する大所帯ではありますが、何が会員のためになるかという視点で会務の執行に当たって行きたいと考えております。至らない点も多いかと存じますが、どうか今後とも叱咤激励をよろしくお願いいたします。

最後になりますが「行政書士は必ずや企業、市民の皆様のお役に立つことができる存在であり、社会にとって必要な法律専門職である」と確信しております。それでは、会員各位の益々のご繁栄とご家族、補助者の方々のご多幸を心よりご祈念申し上げます。

《支部会費をお忘れの方は、何卒お早めにご納付をお願いいたします。納付書を紛失された場合はご一報ください。》 支部長宛 中川事務所 tel 076-288-8841

H23-24年度金沢支部事務分掌 (任務分担)表

担当 (主な事業)	職	氏名
総括	支部長	中川 大
補佐	副支部長	向井隆郎
総務部 (総会、会議、会計、庶務)	部長 会計担当(行動費他)	前川仁恵 清水あゆみ 北野信之
業務指導部 (研修会、情報提供)	部長	森眞一郎 宮川敏彦 吉田真弓
広報部 (広報月間、広報活動)	部長	岩本美恵子 高桑眞知子

新
新
新
新

担当 (主な事業)	職	氏名
企画部 (無任相談会、相談員担当)	部長	山田礼二 中野義治 吉岡大輔
法務部 (支部顧問、未納者対応)	部長 兼副支部長代理	濱田隆弘 永倉幸司
会計監査	監事 監事	上戸大介 西山 忠

新
新
再
新
新

支部長、副支部長、理事13名・・・計15名および監事2名

□事務所紹介 行政書士法人北岸事務所

事務所：金沢市新神田4丁目6番8号 北岸 正彦

昭和56年1月に開業し、早くも30年が過ぎました。お蔭様をもちまして、一昨年8月から新しい事務所で執務致しております。

現在、男性3名、女性3名のスタッフと共に建設業を中心として、関与先業者様の業務支援をさせていただいています。

補助者の全員が、何らかのスペシャリストで、行政書士、社会保険労務士、1級建設業経理士、測量士、ファイナンシャルプランナー、経営コンサルタントの資格を備えていて、頼もしい限りです。

業務分野は、建設業支援の業務が主力ですが、派生業務として創業支援、会社設立、事業承継、法令調査、各種営業許可と云った法人関係業務があり、相続手続や遺言作成などの身分関係業務もときどきに受託します。

私たちが関係し、取り扱う行政手続のほとんどが営業行為に係る許可や認可等であり、権利義務に係る契約書等の作成業務も事業者から依頼されるものが多く、リスクマネジメントとしての経営法務です。営業法としての各種業法の行間を埋めるために、実体法を学ぶことは勿論、周辺知識として实际的に会計や経営を学ぶことも必要に迫られます。

行政書士北岸自身の出自は、工学部土木工学科であり、もともとが法律系ではありませんのでリーガルマインドを問われると恐縮する次第であります。各種法令に基づく行政手続きに係る許認可業務を生業として、今日まで必死で歩んでまいりましたが、これも全てお客様に支えられてのことであり、また、諸先生方の鞭撻のお蔭であります。

気がつけば、早くも四半世紀を超えて今があります。毎日が感謝の念でいっぱいです。これからも、スタッフ共々精進してまいりますので宜しくお願いします。



随筆

会員のコーナー



○交流会小野小町の姿にて
挨拶をうけ感動しきり

○秋田の地訪れ歌を口ずさみ
秋田お婆この踊りに見惚れ

○なまはげも行政書士の女性には
やさしきポーズ握手求め来

○田沢湖にきらめき立てるたつこ姫
女性の美貌永遠にと祈り

○秋田にて全国の友つどいたり
元気の源みいだしにけり

短歌
第22回全国女性行政書士交流会 In 秋田に参加して

輪島支部 大森千歌子



第22回全国女性行政書士交流会 IN あきたに参加して

金沢支部 高桑 眞知子

平成23年7月2日に秋田県秋田市で開催の「第22回全国女性行政書士交流会」に参加させていただきました。今回は『東日本大震災』後の東北地方、被害のなかった秋田県とはいえ主催者側、参加者側共にさまざまな困難を乗り越えての交流会開催でありました。

会員歴の浅い私が参加して皆さんの議論について行かれるのかといった不安がありましたが、少しでも多くの参加が東北を元気づけることに繋がればとの思いから初めて訪れる土地、秋田へと向かいました。

石川県から秋田へは交通手段が余りというより無いに等しい状況で、1日1往復の寝台特急「日本海」を行き帰り共に利用することとしました。しかし深夜の金沢駅ホームで自分のこれから乗る列車の運休アナウンスを聞き、まず途方に暮れたのです。午後10時間近くに秋田へ向かう手段は当初の段階から「日本海」を除き皆無なのは分かっていた。それでも駅員に何か方法はないかと詰め寄ったものです。

運休の手前JR職員も低姿勢でいろいろ手を尽くして調べてくれました。そうするうちに一緒に参加の大星両先生も七尾方面から到着され三人で善後策を協議することとなりました。飛行機も高速バス乗り継ぎも不可能で、羽を持たぬ人間では飛ぶことも出来ず情けない限り、連絡を取った現地秋田の代表の方から遅くなくてもよいから是非とも参加くださいとの答えをいただきました。

駅員の提案で明朝午前3時45分発の「急行きたぐに」で新潟まで、そこから「いなほ1号」秋田行きに乗り継ぐことにしました。秋田駅での乗り継ぎ時間は5分、通常は遅れて到着しても発車待ちはしないとのことと真夜中の3時台の出発で無理な方法と考えていたものです。JRの運休もあり何とか待ってくれるのはどの心許ない保証でしたが、選択の余地無しと決定しました。結果的には何とか乗り継ぎセーフ、開催期間にも間に合うことが出来て秋田に到着したのです。

前段が長くなりましたが交流会では男鹿市宗泉寺住職の長谷川恵光氏による講演「心豊かに生きる」のあパネルディスカッション—電子化の波に向かって—をテーマに、秋田支部草灘氏をコーディネーターに相模原市行政書士会会長をはじめとする5人のパネリストの方々がそれぞれの観点からの発表、意見を述べました。

パネラーの豊富な知識と見識に感心すると同時に、参加の各行政書士の熱心な討議とこれからの業務に相対的に必要とされる電子化への対応の積極性に感嘆しました。ともすれば全体からは旧来の方法、手法に拘泥すると考えられがちな女性が、こんなにも進取の意欲に富み、行政書士の将来を真剣に考えているということに大きな誇りと驚きと感動を覚えました。

県と各自自治体とをオンラインで繋ぎ利用しやすい制度が出来ており、その中に行政書士の枠を作り代理申請が使えるようにしていくとの意見もありました。北海道や鹿児島など広大な面積の県や島嶼の多い県はオンライン化が進んでいるとのことですが、今後の課題として他の自治体で制度導入の際に、行政書士入っていくことが必要であり、初めを逃し次の変更時ということは難しいとの見解でした。

「車庫証明・自動車登録・OSS」（自動車保有手続きのワンストップサービス）に関し歴史と現状について又電子認証等についても熱い討議がなされました。秋田支部の男性行政書士の方が何人もオブザーバーとして参加されていましたが、「女性の行政書士ということで、間違った先入観を持っていた。これまで参加し他のどの会議よりも熱心で中身のあるすばらしい会議であった。」との感想を述べられました。皆全員が負していることではあるけれどもうれしい賛辞ですとの交流会代表の言葉に全員が頷きました。

翌日は参加者の親睦を兼ねて東北の小京都“角館(かくののだて)”，日本で一番深い湖でかつ1940年代に絶滅したとされていたクニマス唯一の生息池であった“田沢湖”を観光しました。バスの車中でもそれぞれの体験などを語り合い非常に有意義な時を持つことが出来、次回の開催地熊本での再会を誓いながら皆で別れを惜しみました。



成年後見 NEWS

サポートセンター



登録会員の受任件数が 20 件になりました。

平成 21 年の 8 月に発足した石川県行政書士会成年後見サポートセンターはその地道な活動が功をなし、着実に第三者専門職後見人としての活動実績を積み重ね、広く周知されるようになりました。

発足してまだ 2 年しか経っていない団体が、今では金沢家庭裁判所の推薦はもとより、同裁判所七尾支部からの推薦依頼があるなど、能登方面からの要請を受けるようになってきました。

登録会員の中には、裁判所からの推薦依頼による受任を誠実にこなすことにより、被後見人等が入所している施設の関係者、居宅介護支援専門員、市町の担当職員等の福祉関係者から、その誠実な受任活動を評価されるようになり、色々な方から登録会員を個別に指名して、受任依頼がくるようにもなりました。

また、各種団体からの成年後見制度における研修会の講師派遣の依頼も多くなり、今後はこの信用に応えていくため、より一層登録会員の資質の向上と制度普及を推進するための啓蒙活動に積極的に取り組んでいく予定です。

●登録会員の受任状況（平成 23 年 7 月 19 日現在）

■類型	後見	19 件	■申立人	本人	5 件
	保佐	1 件		親族	7 件
	補助	0 件		市町長	6 件
				職権	2 件

●当センター主催による「成年後見制度シンポジウム：仮称」を開催します

平成 24 年 2 月に、成年後見制度のより一層の周知と啓蒙を語り、当センターの活動報告を広く内外に伝えるため、市民、県民や福祉関係者等を対象としたシンポジウムを開催する予定です。

●サポートセンター専用のパンフレットができました

石川県行政書士会 成年後見サポートセンター
TEL / 076-268-9555
FAX / 076-268-9556

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）について

金沢支部 山田 康子

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）とは

自動車を保有するためには各種行政手続きと税金・手数料の納付が必要です。こうした各行政機関に出向いて行っている手続きや納付をオンライン申請で一括して行うサービスです。

◇申請可能な手続き

型式指定車の新車新規登録における

- ・警察署で行う「自動車保管場所証明の申請」
- ・運輸支局等で行う「自動車の検査・登録の申請」
- ・自動車税事務所で行う「自動車諸税の申告・納付」

◇OSS 稼働地域

岩手県・茨城県・群馬県・埼玉県・東京都・神奈川県・静岡県・愛知県・大阪府・兵庫県

OSS は平成 17 年 12 月 26 日からサービスが開始され、現在は 10 都府県で運用されています。OSS では申請するための本人確認手段として「公的個人認証付住基 IC カード」が採用されていますが、住基カードの普及率が低いことから国民の OSS 利用が進んでいませんでした。こうした住基 IC カードの問題を解決するために平成 19 年 11 月 26 日より、紙の印鑑証明書や委任状の目視による本人確認（認証）を併用した電子申請システムが導入されました。（前者のシステムをタブレット OSS、後者をハイブリッド OSS と呼称します。）タブレット OSS でも引き続き申請は可能です。

タブレット OSS では国交省ホームページのポータルサイトから申請ができます。PC の環境設定と住基カード・商業登記電子証明書といった電子証明書が必要です。行政書士の電子証明書は使用できず、行政書士が代理人として関与できません。

ハイブリッド OSS では電子証明書の代わりに印鑑証明書や委任状など紙の書類を運輸支局に持参することにより本人確認を行います。これにより行政機関に出向く回数が増えることとなります。（OSS での申請でも申請完了後、車検証、保管場所標章等の受け取りに運輸支局、警察署に出向く必要があります。）また、ハイブリッド OSS は行政書士、社団法人日本自動車販売協会連合会（自販連）の代理申請のみに限定されており一般ユーザーの利用は認めていません。匡は OSS システムへの送信プログラムしか提供していないため、申請する側（行政書士、自販連）が申請データを作成する業務プログラムを開発しなくてはなりません。

こうした紙の書類を使用することによる手間や、プログラムの開発費用負担の問題など OSS が本来の目的である国民の利便性の向上、負担軽減に資するシステムであるかは疑問であります。行政書士が介在し、円滑な手続きの実施に資与することにより、国民が利用しやすく、負担も軽減されたシステムになるのではないかと思います。

現在、日行連においてハイブリット OSS に対応すべく行政書士用の OSS システムプログラムの開発を進めており、今秋の運用試験を経て来年 1、2 月から運用する予定となっています。

平成 24 年度から新車新規登録について OSS が全国展開される予定です。また、同じ都市に地域限定で移転、変更抹消登録といった中古車の売買に関する中間登録の OSS も始まろうとしています。OSS の拡充にあわせて、行政書士法施行規則第 20 条改定の動きがあり、石川県行政書士会では今年の定時総会において「行政書士法施行規則第 20 条改訂に反対することの特別決議」を行いました。

入管申請不許可事例から

金沢支部 永倉 幸司

理由書 (Bさん 1回目)

●●です。私は以前石川の●●というところで ~略~

~略~

お連れの中に、中国の女性の方がいたわけですが、私も気さくなほうですので話などするうちに、私もよき伴侶をそろそろ得られることができたらと考えていたこともあり、彼女から紹介をしてもらうことになりました。平成●●年の●月に中国人の女性と再婚をしましたが、その後離婚することになりました。離婚後まもなくということになりましたが、私は人生をつれあいとともにもう1度歩みたいという強い思いがありますので、今1度紹介を受けることにしました。中国に渡り実際に会ってみますと性格も合うと感じましたので結婚することに決めました。

~略~

理由書 (Bさん 2回目)

前妻との離婚についてですが、交付を受けたにもかかわらず、入国期間内に彼女は入国せず、期間経過後になって旅行者に紛れ込み成田に来ました。交付されてからというもの、彼女とは連絡がつかなくなりました。私は彼女が来日したとの知らせを成田の入国審査官から聞き、初めて入国の事実を知りました。

その後、彼女のほうから離婚してほしいということで、・・・

~略~

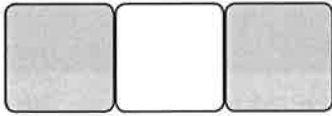
理由書 (Bさん 3回目)

前妻との離婚についてですが、交付を受けたにもかかわらず、入国期間内に彼女は入国せず、期間経過後になって旅行者に紛れ込み成田に来ました。旅行者に紛れ込んでくるということはわかりませんでした。彼女が成田に来る前日に、彼女の友人と思われる人から「明日成田に行きます。」と連絡がありました。到着すれば連絡があると思っておりましたが、翌日、入管より彼女を拘束するとの連絡がありました。異議申し立てを彼女はしないとのことで、即日送還となりました。

~略~

手続きを終えて・・・

上記手続きの過程から感じたことですが、1回目の理由書では別れた前妻とのことはあまり述べられておりません。仕事を進めていく上で、私のほうでももう少し聞き出すということが必要だったのかもしれませんが、尋問のようになってもよろしくありませんし・・・。本人との面談で若干の違和感があったことはあったのですが・・・。違和感といいますが、離婚に至る経緯が早すぎるとかといったことではなく、何かを表に出したくないかのような感じは受けたのです。しかし、この段階では「おや？」というぐらいのものでした。依頼者から聞き取りをすることは非常に大切なことですが、すこぶるプライベートなことでもあり、1回目、2回目ともあまりこちらから踏み込んだ質問はできませんでした。後から本人から事情を開いたところ、或中国人より、前妻が成田にきたことは絶対に話すなといわれていたようです。前妻が空港から退去されたという事実が判明すると、新しい妻の申請が不利になるとのことからだと思いますが、事実を聞き出すというのなかなか難しい作業であると感じたケースでした。当然、本人には入管からはお叱りがあり、私も一緒に叱られているような気分になりました。皆さんならどのような対応をいたしますか？



新入会員の紹介



新会員です。どうぞ宜しく



新見 静香

◇金沢支部 ◇平成 22 年 12 月 15 日入会
◇事務所所在地
石川郡野々市町扇が丘 30 番 8 号
☎ 076-246-2676

この度、石川県行政書士会に入会させて頂きました新美静香と申します。行政書士という職業を通して、社会に貢献できる人間となれるよう信念を持って努力していきたいと思っております。今後ともご指導下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。



菅原 純平

◇金沢支部 ◇平成 23 年 1 月 1 日入会
◇事務所所在地
金沢市西念四丁目4番25号西村ビル605
☎ 076-255-0312

入国管理局近くで開業しました菅原です。フィリピン人案件を主要業務としています。入管への各種申請はもとより交通事故自賠責保険請求、国籍再取得手続などを扱っています。開業して半年ですが、永住や認定の不許可案件の相談が多く、多くの先生方の手助けを得ながら取り組んでいます。当事務所は日本語⇄タガログ語の文書翻訳、作成を行うことができます。タガログ語文書の作成・翻訳などございましたらご用命ください。今後ともよろしく願いいたします。



笠間 光隆

◇金沢支部 ◇平成 23 年 3 月 15 日入会
◇事務所所在地
金沢市笠舞 2 丁目 33 番 1 号
☎ 076-255-0101

本年度3月登録の笠間光隆です。前職は専門学校の職員をしておりました。職場では留学生と接する機会が多く、また教員も国際色豊かで、私のいたオフィスでは隣の席にイギリス人、その隣が中国人でした。春節祭などの行事に参加したり、アドバイザとして留学生たちの相談を受ける中で、彼らが日本で暮らすときのいろいろな問題点について深く考えさせられました。そこで、行政書士の仕事を通して、少しでも日本で生活する外国の方たちのお役に立てることができればと強く願っております。



福本 雄伍

◇金沢支部 ◇平成 23 年 3 月 15 日入会
◇事務所所在地
白山市三浦町 8 番地
☎ 076-220-7754

4月に開業しました福本です。古い言い方かもしれませんが「若いうちの苦労に買ってでもしろ」と言われます。日々の努力を成長の糧と信じ一日も早く先輩方に追いつけるように努力してまいります。また、都合により研修会などまだ出席できていないので積極的に参加していきたいと思っております。右も左もわからない未熟な私ですが、どうぞご指導のほどよろしく願いいたします。以上、簡単ではございますが謝辞とさせていただきます。



宮田 貢

◇金沢支部 ◇平成 23 年 4 月 2 日入会
◇事務所所在地
金沢市八日市出町 160 番地 2
☎ 076-249-2961

はじめまして、今年4月に入会登録しました宮田貢と申します。行政書士は、人とのつながりが重要であることに魅力を感じています。行政書士を通して、社会に貢献し、経験と知識を積み重ねていき、将来は、行政書士の発展にも協力していきたいと存じます。



吉岡 崇雄

◇金沢支部 ◇平成 23 年 4 月 2 日入会
◇事務所所在地
金沢市三口町火 195 番地
☎ 076-238-7485



吉田 義明

◇加賀支部 ◇平成 23 年 4 月 2 日入会
 ◇事務所所在地
 加賀市大聖寺南町二の 57 番地の 3
 ☎ 0761-72-0590

今年4月2日付で登録させていただきました。とう
 の立った新人ですが、なにとぞよろしくお願ひいた
 します。



松村 義信

◇金沢支部 ◇平成 23 年 4 月 2 日入会
 ◇事務所所在地
 金沢市米泉町一丁目 5 番地 3 A-1 号
 ☎ 076-213-5071

このたび4月に入会させていただいた松村と申し
 ます。今後とも、宜しくご指導ご鞭撻の程お願ひ致
 します。



瀬戸 和喜吉

◇七尾支部 ◇平成 23 年 5 月 1 日入会
 ◇事務所所在地
 羽咋市上白瀬町又 12 番地 1
 ☎ 0767-26-0221

この度、34年の公務員生活に終止符を打ち、石川
 県行政書士会に登録・入会させていただきました。
 これまでは、行政サイドから、地域住民の福利の向
 上に努めてきましたが、今後は、住民サイドから、
 住民と行政のかけ橋となり、地域社会に貢献できれ
 ばと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。



芳野 欽之

◇輪島支部 ◇平成 23 年 7 月 1 日入会
 ◇事務所所在地
 鳳珠郡能登町字小木十一字 14 番地
 ☎ 0768-74-0043

この度、石川県行政書士会に入会しました芳野欽
 之です。東京から石川に来て日も浅いので、分から
 ないことだらけですが、日々の研鑽を怠ることなく
 励んで参りますので、今後とも宜しくお願ひ致します。



羽部 外治

◇七尾支部 ◇平成 23 年 7 月 1 日入会
 ◇事務所所在地
 鹿島郡中能登町能登部上甲部 82 番地 10
 ☎ 0767-72-3636

私は、今年3月地方公務員生活を終え、地域の皆
 様方に信頼される行政書士を目指し、開業すること
 といたしました。これまでの経験を生かし相続業
 務を主に取り組みたいと思います。諸先生方のご指
 導を賜りますようよろしくお願ひいたします。

会費の納入について (お願ひ)

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
 さて、平成 23 年度分会費未納の方にご請求申し上げます。

何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急納入賜りたくよろしくお願ひ申し上
 げます。なお、併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へ納入お願ひ申し上げます。

記	
1. 平成 23 年度会費 金 72,000 円	2. 日本行政書士政治連盟
納入方法 払込取扱票により納入下さい	平成 23 年度会費 金 5,400 円
お振込先 石川県庁内郵便局	納入方法 払込取扱票により納入下さい
口座番号 00750-6-55558	お振込先 石川県庁内郵便局
口座名義 石川県行政書士会	口座番号 0072-1-74073
	口座名義 日本行政書士政治連盟石川県支部

会務日誌

事務局からのお知らせ

1月	2日	谷本知事新年互礼会出席	金沢ニューグランドホテル	7名
	5日	事務局仕事始め		
	〃	新年挨拶廻り(県総務課・農政課・廃棄物対策課・監理課・県警生活安全課)		3名
	6日	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
	11日	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	3名
	〃	第6回広報部会	本会会議室	8名
	12日	月例無料相談会(金沢・小松・七尾)		2名
	〃	第3回ICT委員会	本会会議室	5名
	13日	月例無料相談会(白山市)	白山市役所	2名
	17日	第1回支部長会	本会会議室	9名
	〃	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	3名
	〃	愛知会開催入管業務研修会	明治安田生命名古屋ビル	6名
	18日	会員の為の無料相談会	本会会議室	1名
	19日	愛知会行政書士制度60周年記念式典出席	名古屋キャッスルプラザ	会長出席
	20日	農地法関連研修会	地場産第2研修室	2名
	〃	日行連理事会・日政連支部長・幹事会	行政書士会館	3名
	21日	日行連新年賀詞交歓会	ANAインターコンチネンタル東京	6名
	24日	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
	25日	会報いしかわ発送作業	本会会議室	3名
	28日	第2回監察部会	本会会議室	8名
	31日	成年後見制度パンフレット発送作業	本会会議室	3名
2月	2日	ADR機関認証申請研修	行政書士会館	1名
	3日	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
	4日	金沢家庭裁判所管轄支部訪問(七尾・輪島・珠洲)		3名
	5日	H22年度行政書士事務所開業セミナー	地場産第8会議室	7名
	8日	成年後見制度連絡協議会	マリエオークパイン	11名
	9日	月例無料相談会(金沢・小松・七尾)		各支部2名
2月9・10日	10日	成年後見研修	行政書士会館	2名
	10日	月例無料相談会(白山市)	白山市役所	金沢支部2名
	〃	申請取次行政書士制度20周年記念講演会	法曹会館	1名
	15日	会員の為の相談会	本会会議室	2名
	17日	申請取次行政書士管理責任者会議	アイリス愛知	1名
	18日	士業団体協議会第2回定例会	ホテル日航金沢	3名
	20日	三重会行政書士法制定60周年記念式典	アストホール	会長出席
	22日	岐阜会創立60周年記念講演会	じゅうろくプラザ	会長出席
	〃	第6回経理部会	本会会議室	6名
	23日	経営事項審査・入管関係研修会	ものづくり会館	4名
	〃	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
	24日	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
	25日	中地協アウトソーシング・成年後見担当者会議	岐阜キャッスルイン	3名
	28日	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
3月	1日	第7回経理部会	本会会議室	5名
	3日	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
3・4日	4日	知的資産実務研修	行政書士会館	2名
	5日	第7回支部長会	本会会議室	4名
	8日	成年後見SC役員会	本会会議室	6名
	〃	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
	9日	月例無料相談会(金沢・小松・七尾)		各支部2名
	10日	建設業許可申請の件で県監理課と協議		3名
	15日	新規登録希望者面談 2名	本会会議室	1名
	17日	第2回法規企画部会	本会会議室	3名

3月	17日	建設業許可申請の件で県監理課と協議		3名
	23日	第3回法規企画部会	本会会議室	4名
	"	東日本建設業保証(株)と建設業務について協議	本会会議室	3名
	24日	第5回総務部会	本会会議室	6名
	25日	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
	"	中地協第4回理事会	賢島宝生苑	会長
	28日	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	3名
	"	石川県国際交流協会と外国人無料相談会契約締結	国際交流協会	1名
	29日	県総務課会則改正の件について協議	県総務課	1名
4月	1日	★稲村たけお県議必勝祈願出陣式出席		1名
	"	★山田憲昭県議必勝祈願出陣式出席		1名
	"	★ひもの義昭県議必勝祈願出陣式出席		1名
	"	★石坂修一県議必勝祈願出陣式出席		1名
	"	★下沢よしとか県議必勝祈願出陣式出席		1名
	5日	第1回経理部会	本会会議室	8名
	6日	第1回総務部会	本会会議室	7名
	7日	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
	8日	会長選挙立候補者説明会	繊維会館2F会議室	1名
	9日	第1回部長会	本会会議室	12名
	11日	新規登録者登録伝達式 4名	本会会議室	2名
	"	第1回経理審査会(H23.2~3月分)	本会事務局	4名
	"	平成22年度定期監査	本会会議室	9名
	13日	第1回法規企画部会	本会会議室	4名
	"	月例無料相談会(金沢・小松・七尾)	金沢・小松・七尾地区	金沢七尾各2名 小松1名
	14日	月例無料相談会(白山・能美)	白山・能美地区	各1名
	15日	小松支部定時総会	小松芸術劇場うらら	会長
	16日	第1回理事会	地場産第8会議室	27名
	17日	★あだち前市議必勝祈願出陣式出席		1名
	18日	近畿中部防衛局5名来局対応	本会会議室	4名
	19日	会員の為の業務及び事務所経営相談会	本会会議室	1名
20・	21日	日行連理事会		1名
	22日	輪島支部定時総会・研修会	珠洲ビーチホテル	会長出席
	23日	第2回部長会	本会会議室	12名
	25日	H23年度会費納入案内送付作業	本会会議室	3名
	26日	金沢市長表敬訪問		3名
	27日	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
	28日	第1回選挙管理委員会	本会会議室	4名
	"	成年後見SC事例検討会	金沢ものづくり会館	3名
	"	白山市長表敬訪問		3名
5月	6日	外国人の為の無料相談会	国際交流会館	2名
	8日	七尾支部定時総会	ホテルのと楽	会長出席
	9日	平成23年度定時総会議案書発送		事務局2名
	11日	月例無料相談会(金沢・小松・七尾)	金沢・小松・七尾地区	金沢七尾各2名 小松1名
	12日	月例無料相談会(白山・能美)	白山・能美地区	白山2名 能美1名
12・	13日	★日政連幹事会	行政書士会館	2名
	14日	金沢支部定時総会	金沢都ホテル	会長
	16日	新規登録者登録伝達式1名	本会会議室	2名
	"	各報道機関へ総会取材依頼		2名
	17日	会員の為の業務及び事務所経営相談会	本会会議室	1名
	18日	岐阜会定時総会	岐阜会館	榊副会長出席
	19日	富山会定時総会	名鉄トヤマホテル	会長出席
	20日	土地家屋調査士会総会	ANAクラウンプラザホテル	八木副会長出席
	24日	第2回総務部会	本会会議室	7名
	"	「社会を明るくする運動」石川県推進委員会	金沢駅西合同庁舎第1会議室	会長出席
	25日	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名

5月	27日	社会保険労務士会総会	ANA クラウンプラザホテル	八木副会長出席
	28日	平成 23 年度定時総会	金沢エクセルホテル東急	
	"	★平成 23 年度定期大会	金沢エクセルホテル東急	
	"	第 3 回部長会	金沢エクセルホテル東急	12 名
	"	第 2 回理事会	金沢エクセルホテル東急	25 名
	30日	愛知会定時総会	キャッスルプラザ	会長出席
	31日	第 1 回成年後見連絡協議会	司法書士会館	4 名
6月	2日	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	相談員 2 名
	3日	新規登録希望者面談 2 名	本会会議室	1 名
	8日	各報道機関へ新役員訪問	各テレビ局・新聞社	6 名
	"	小松飛行場住宅防音事業事務手続補助等業務(第 1 回) 入札参加	近畿中部防衛局	1 名
	"	月例無料相談会(金沢・小松・七尾)	金沢・小松・七尾地区	金沢七尾各 2 名 小松 1 名
	9日	月例無料相談会(白山・能美)	白山・能美地区	各 1 名
	"	平成 22 年度行政書士試験実施報告会	富国生命ビル(東京)	会長
10・11日		中地協平成 23 年度定時総会	岐阜グランドホテル	役員 5 名 事務局 1 名
	10日	中地協第 1 回理事会	岐阜グランドホテル	1 名
	13日	法規企画部会	本会会議室	6 名
	14日	谷本石川県知事表敬訪問	県庁	7 名
	16日	経理部会	本会会議室	8 名
	17日	士業団体親睦委員会	金沢弁護士会	2 名
	"	第 1 回広報部会	本会会議室	7 名
	18日	第 4 回部長会	地場産第 7 会議室	16 名
	20日	成年後見 SC 役員会	本会会議室	6 名
	22日	職務上請求書確認作業	本会会議室	1 名
23・24日		H23 年度日行連定時総会	キャピトルホテル東急	6 名
	24日	★H23 年度日政連定期総会	キャピトルホテル東急	6 名
	"	北陸税理士会定期総会	ホテル金沢	1 名
7月	1日	北國新聞社取材対応	本会会議室	2 名
	"	朝日新聞取材対応	本会会議室	1 名
	4日	第 3 回総務部会	本会会議室	9 名
	5日	県総務課と協議(総務大臣表彰授与式の件)	石川県庁	1 名
	7日	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	相談員 2 名
	"	第 1 回業務指導部会	本会会議室	12 名
	8日	第 1 回社会貢献事業部会	本会会議室	10 名
	"	中地協事務引継会	岐阜県行政書士会	役員 2 名 事務局 1 名
	9日	★馳浩連合後援会「政経セミナー」出席	金沢エクセルホテル東急	4 名
	11日	新規登録者登録伝達式 2 名	本会会議室	3 名
	12日	新規登録希望者面談 1 名	本会会議室	1 名
13・14日		日行連理事会	行政書士会館	会長
	13日	月例無料相談会(金沢・小松・七尾)	金沢・小松・七尾地区	金沢七尾各 2 名 小松 1 名
	14日	月例無料相談会(白山・能美)	白山・能美地区	白山 2 名 能美 1 名
	"	第 3 回法規企画部会	本会会議室	6 名
14・15日		★日政連幹事会		の場幹事長
	15日	平成 23 年度行政書士試験説明会	八重洲富士屋ホテル	3 名
	19日	会員の為の業務及び事務所経営相談会	本会会議室	1 名
	20日	第 1 回監察部会	本会会議室	10 名
	21日	経理審査会(4 月～6 月)	本会会議室	4 名
	25日	第 1 回 ICT 特別委員会	本会会議室	7 名
	26日	成年後見制度連絡協議会	司法書士会館	7 名
	"	★紐野県議懇親会出席	金沢エクセルホテル東急	5 名
	27日	士業団体第 1 回定例会	KKR ホテル金沢	3 名
	28日	第 2 回広報部会	本会会議室	7 名
	29日	中地協第 2 回理事会	松魚亭	4 名
	30日	第 5 回部長会	本会会議室	14 名

会員移動

●新規登録個人会員 (11名)

登録年月日	所属支部	氏名	事務所所在地	電話番号
平成 22.12.15	金沢	新美 静香	石川郡野々市町扇が丘 30 番 8 号	076-246-2676
平成 23. 1. 1	金沢	菅原 純平	金沢市西念四丁目 4 番 25 号 西村ビル 605	076-255-0312
平成 23. 3.15	金沢	笠間 光隆	金沢市笠舞 2 丁目 33 番 1 号	076-255-0101
平成 23. 3.15	金沢	福本 雄伍	白山市三浦町 8 番地	076-220-7754
平成 23. 4. 2	金沢	宮田 貢	金沢市八日市出町 160 番地 2	076-249-2961
平成 23. 4. 2	金沢	吉岡 崇雄	金沢市三口町火 195 番地	076-238-7485
平成 23. 4. 2	加賀	吉田 義明	加賀市大聖寺南町二の 57 番地の 3	0761-72-0590
平成 23. 4. 2	金沢	松村 義信	金沢市米泉町一丁目 5 番地 3 A-1 号	076-213-5071
平成 23. 5. 1	七尾	瀬戸 和喜吉	羽咋市上白瀬町ヌ 12 番地 1	0767-26-0221
平成 23. 7. 1	輪島	芳野 欽之	鳳珠郡能登町字小木十一字 14 番地	0768-74-0043
平成 23. 7. 1	七尾	羽部 外治	鹿島郡中能登町能登部上甲部 82 番地 10	0767-72-3636

●変更登録事項 (4名)

受理年月日	所属支部	氏名	事務所所在地	備考
平成 23. 1.31	金沢	澤井 徹	金沢市高柳町 5-6-1 SK ビル 2F	076-255-0758
平成 23. 3.15	小松	山崎 豊	小松市南浅井町ハ 93 番地 3	0761-20-3175(変更なし)
平成 23. 4.28	金沢	吉岡 大輔	石川郡野々市町押野 1 丁目 113 番地の 2	076-294-5704
平成 23. 5.31	小松	京念 昇	小松市園町イ 90 番地 2	0761-23-0353(変更なし)

●退会者 (14名)

退会年月日	所属支部	氏名	退会理由
平成 23. 1.18	金沢	西田 秋英	ご逝去
平成 23. 3. 8	小松	垣内久米吉	廃業
平成 23. 3. 9	七尾	林 登志子	廃業
平成 23. 3.28	加賀	北村 誠	廃業
平成 23. 3.31	金沢	岡野 孝夫	廃業
平成 23. 3.31	金沢	松田 行雄	廃業
平成 23. 3.31	金沢	井場 裕二	廃業
平成 23. 3.31	七尾	浦辻 昭	廃業
平成 23. 4. 4	金沢	奥野 綾子	廃業
平成 23. 4.15	金沢	大野 勝夫	廃業
平成 23. 4.18	輪島	芳野 和夫	ご逝去
平成 23. 5. 6	七尾	小原 政昭	廃業
平成 23. 5.13	金沢	森 忠幸	廃業
平成 23. 5.16	金沢	神谷 大輔	廃業

※西田秋英様(金沢)・芳野和夫様(輪島)のご冥福をお祈りいたします。

経理部より会員の皆様へ

IS-NET 代金回収サービス(口座自動引落)ご加入のご案内

会員の皆様方には、当会の運営に関しまして日頃よりご協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、石川県行政書士会の運営は、当会会員の皆様方からの会費によって支えられております。もし、皆様方からの会費が納入されなかった場合、当会の運営に支障をきたし、各種研修会や会報いしかわの発行、その他総会によって承認された事業計画の執行が出来なくなるといった事態を招きかねません。

昨年度より、5月末が納入期限(一括納入および分納1回目)となっております。今年度会費をまだ納めていないという方がいらっしゃいましたら、速やかに納入していただきますよう、経理部よりお願い申し上げます。

もうひとつ、経理部からのお願いと致しまして、会員の皆様方に「IS-NET 代金回収サービス」(口座自動引落)へのご加入をご案内させていただきます。

振込や持参による納入の場合、金融機関や事務局へ赴く手間がかかる上、振込手数料も自己負担(郵便局窓口での払込手数料は330円)ですが、口座自動引落にされますと、手数料は無料(会が負担)となっております。また、会費の支払い忘れ防止にもなります。

なお、平成24年2月29日までに、口座自動引落の手続きを済まされた方は、来年度(24年度)より口座自動引落が可能となりますので、まだ口座自動引落にされていない会員の方は、ぜひこの機会にご検討いただきますようお願い申し上げます。

口座自動引落による会費納入を希望される方は、下記に必要事項を記入のうえ、石川県行政書士会事務局まで **FAX(076-268-9556)**にて送信していただきますようお願い致します。折り返し、正式な申込書一式を送付させていただきます。

以上、よろしくようお願い申し上げます。

(経理部長・寺分)

口座自動引落申込書送付願

石川県行政書士会 御中

FAX 送信先 076-268-9556

この度、私は「IS-NET 代金回収サービス」(口座自動引落)へ申込をしたいので、申込書一式を送付してください。

※以下に、申込者の氏名等を御記入ください

• 会 員 氏 名 _____

〒 _____

• 事務所所在地 _____

• 電 話 番 号 _____



編集後記

今回は新しい広報部となって初めての会報の発行となりました。部長である私が一番不慣れであり、部員の方に助けていただいております。広報部一同、今後さらに内容が充実できるよう努力していきます。会員の皆様のご協力をお願いいたします。

広報部長 永倉 幸司

会報いしかわ 第50号

発行日 平成23年 8月30日
発行人 会 長 宮川 外茂次
 広報部長 永倉 幸司
発行所 石川県行政書士会
 〒920-8203
 石川県金沢市鞍月2丁目2番地
 石川県繊維会館3階
 TEL(076)268-9555
 FAX(076)268-9556

E-mail: office@ishikawagousei.org
URL: <http://www.ishikawagousei.org/>

あなたの街の法律家 行政書士

私たちは許認可・
登録申請、遺言や相続、
いろいろな契約・
届出などの相談から
書類作成まで
サポートします。



「えがお」をつなぐ。「あした」を育てる。あなたの側に行政書士。
日本行政書士会連合会 後援/総務省

平成23年度
行政書士制度PRがスターモデル
事例掲載



官公署に提出する書類、
権利義務・事実証明に関する書類の作成は
行政書士の業務です。

【行政書士が取り扱う業務の一部】

- 建設業許可 ○指名願・経営規模等評価申請 ○宅建業免許 ○産業廃棄物処理業許可
- 法人設立 ○医療法人設立認可 ○貨物自動車運送事業許可 ○入管・帰化申請
- 告訴状・告発状作成 ○相続・遺言に関する事項 ○自動車の登録・車庫証明
- 農地法の許可 ○開発許可